

No.	日	質問事項	質問内容	回答	備考
令和6年5月27日回答掲載					
1	5月22日	参加資格	参加申し込みにあたりまして、共同事業者または協力事業者にEPC事業者を選定して入れる必要がありますでしょうか。また、EPC事業者を入れる場合、群馬県内に本店等がある業者は入れておいた方がいいのでしょうか。	共同事業者及び協力事業者を構成する法人の業種に要件はありませんので、EPC事業者を入れる必要はありません。また、県内の本店等の有無は、参加資格にならないため、公募において関係ありません。	公募要領「3 参加資格」より
2	5月22日	提案する件数	候補財産の一部のみを選択して提案することを念頭に参加申し込みを行ってよいでしょうか。	当公募の趣旨より、PPAによる県有施設への電力供給と財産貸付による県有地への太陽光発電設備導入を一括で行う事業者を公募するため、全ての候補財産で太陽光発電設備を導入する提案をしてください。	公募要領「1 趣旨」より
3	5月22日	国庫補助金等	国庫補助金の申請・交付、東京電力パワーグリッド株式会社への系統連系が可能となることを前提として参加申込を行うこと、また、その後参加資格が得られれば補助金等を前提として提案書を作成するということがよろしいのでしょうか。	国庫補助金を申請する場合は、国庫補助金を活用する場合及び活用しない場合のそれぞれの内容の企画提案書を提出してください。また、東京電力パワーグリッド株式会社（以下、東電PG）の系統連系については、参加資格があると認めた事業者に対し、群馬県が東電PGから取得した「事前相談に対する回答書」を提供します。この回答書を基に企画提案をする旨をご留意いただき、参加申込を行って下さい。	公募要領「4（5）ウ（イ）d PPA方式電力料金単価（様式8-2）」より
4	5月22日	参加資格	野立て（屋根置きではない）太陽光発電システムで、地上からの高さが4mを超えない場合、「太陽光発電設備等を建築基準法が適用される工作物から除外する改正」（令第138条第1項の改正規定）により「建築物」ではなく、また「工作物」にも該当しないと理解しています。その場合、建築士法上の構造設計一級建築士を専門技術者として体制の中に含める必要はないと考えられます。よって、当該要件を外して頂くことは可能でしょうか？若しくは、当該要件が必要である理由をご教示ください。	当公募の趣旨より、PPAによる県有施設への電力供給と財産貸付による県有地への太陽光発電設備導入を一括で行う事業者を公募するため、全ての候補財産で太陽光発電設備を導入する提案をしてください。また、仕様書2-（1）-エ-（ア）の構造調査の際に、提出いただく報告書は構造設計一級建築士が確認したことと仕様が分かるものを提出いただくため、本事業を実施する体制の中に構造設計一級建築士の資格があることを参加資格要件として確認させていただきます。	公募要領「1 趣旨」より 公募要領「3 参加資格」より 仕様書「2（1）エ（ア）構造調査」より
5	5月22日	参加資格	代表事業者含む共同事業者の全構成法人が県との契約相手先となるのでしょうか？あるいは共同事業者（の1社）、もしくは代表事業者のいずれかのみが契約相手先となるのもよいでしょうか？協力事業者は県との契約相手とはならない事業者と理解します。	当事業における県と事業者との契約のうち、基本協定は県と共同事業者を構成する全ての法人とが締結し、候補施設への電力購入契約及び候補地の賃貸借契約は県と共同事業者を構成する全ての法人または共同事業者を構成するいずれかの法人とが締結することを想定しています。協力事業者は御認識のとおり、県の契約相手先とならない事業者です。	公募要領「3 参加資格」より
6	5月23日	実績報告書	記載した実績については、当該実績に係る契約書または協定書の写し（契約が証明できる部分の写しで可）を添付すること。上記記載につきまして、守秘義務で契約書または協定書の写しを提出することが困難な場合、会社ホームページで公開するニュースリリースを代用することは可能でしょうか。	実績報告書に記載した実績の契約が証明できるものを提出いただければ、契約書または契約書の写し以外のものや、契約書等で守秘内容を塗りつぶしたものを等も御提出いただくことで問題ありません。	公募要領「4（2）ウ（エ）実績報告書」より
7	5月23日	参加資格	代表事業者（県と賃貸借契約を締結する相手先）をSPC（特別目的会社）とすることは可能か。また、SPCとした場合、新設法人または売上の実績のない法人となるが、事業を行っている会社を代表事業者とする場合と比較して評価は劣後するか。	SPCを代表事業者とすることは可能です。公募要領の3 参加資格を満たしていれば、評価に影響はありません。	公募要領「3 参加資格」より
8	5月23日	参加資格	構造設計一級建築士について、県有施設1～19の屋根上に設置するために必須とした資格と推奨するが、県有地20・21のみの参加でも必須の資格か。	No.4の回答のとおり。	
9	5月23日	参加資格	今般の代表事業者に予定しているSPCとは異なるSPCで実績は含めても問題ないか。	公募要領3（4）の太陽光発電設備の導入実績については、単独の法人、共同事業者及び協力事業者のいずれかの構成員が満たすこととしてください。	公募要領「3 参加資格」より
10	5月23日	提出書類グループ概要（様式3）	代表事業者をSPCとした場合、出資者または匿名組合出資者は共同事業者として記載する必要はあるか。	共同事業者に出資者または匿名組合出資者を加える必要はありません。	公募要領「3 参加資格」より